

# 大阪市防災力強化マンション認定基準チェックシート

|               |  |
|---------------|--|
| <b>マンション名</b> |  |
| <b>所在地</b>    |  |
| <b>申請者名</b>   |  |

基準を満たす項目のチェック欄にチェックし、該当する項目の算定根拠等の記入をしてください。

|                 | 項 目   | 基 準   | 算 定 根 拠 等  | チエック欄                                   |
|-----------------|---|---|--|---|
| 建築物の構造に関する基準    | 耐 震 性   | 住宅性能評価「耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」等級1以上   | 等級 ( )   |   |
|                 |   | ” 「耐震等級(構造躯体の損傷防止)」等級1以上  | 等級 ( )   |   |
|                 | 耐 火 性   | 住宅性能評価で免震建築物の明示を受けたもの   |  |   |
| 建築物内部の安全性に関する基準 | 住 戸 内 地 震 対 策   | 家具転倒防止対策の実施   |  |   |
|                 |   | 家具の固定が必要と想定される場所について、L字型金具等で家具を固定することができる壁の仕様とすること                                | 【住戸詳細図に着色】<br>(申請手続の手引きP.7(注4)参照)  |   |
|                 |   | 家具転倒防止マニュアルの作成・配付<br>家具転倒防止の必要性と壁下地に応じた対応方を明記                                     | 【マニュアル案の添付】  |   |
|                 |   | 吊り戸棚等への耐震ラッチの設置   | 【設置場所を住戸詳細図に記載】  |   |
|                 |   | 居間等に直接面する冷蔵庫置き場について、冷蔵庫を背面で固定するための金具を設置できる壁下地の設置及びその旨の表示                          | 対象室タイプ<br>( )  |   |
|                 |   | 耐震等級1の場合<br>専門家による家具転倒防止対策相談窓口を一定期間 設置<br>分譲の場合は入居開始日から全住戸販売後一年間、<br>賃貸の場合は継続的に設置 | 相談窓口担当者(予定)<br>( )<br>入居開始日( 年 月 日)(予定)  |   |
|                 | 対震枠付玄関ドアの設置<br>JIS A 4702面内変形追随性の規定で「D-3」等級 及び 耐震性に配慮されたドアガード | 【カタログの添付・住戸詳細図に記載】  |  |   |
|                 | エレベーター  | 予備電源付き地震時管制運転装置の設置  | 【エレベーター詳細図に記載】   |   |
|                 | 防 災 倉 庫   | 共用部に防災倉庫を設置し、救出・救助資器材やその他防災関連の備蓄物資を備蓄<br>(室名札等による表示)<br>(防災関連の備蓄物資等の一覧を設置)        | 場所 ( )階<br>有効面積合計 ( )㎡   |   |
|                 | 救 出 ・ 救 助   | 救出・救助資器材の備蓄 及び 災害時の周辺住民への貸し出し   | 救出・救助資器材 ( )組 ( )組<br>= ( )戸 ÷ 200戸 (小数点以下切り上げ)<br>【カタログの添付】   |   |
| 避難時の安全性に関する基準   | 地域防災計画の避難路に面する敷地の場合   | 延焼遮断帯の  | 建築物の高さは7m以上  | 7m以上の部分 ( )㎡ ( )㎡<br>= 全建築面積 ( )㎡ × 50% |
|                 |   | 落下防止対策  | 建築物を避難路から H/2以上離すこと<br>H/2以上離すことができない場合は、避難路に面する外壁にある開口部等から H/2の距離内における落下防止対策、もしくは開口部のガラスを安全ガラス等とすること<br>(安全ガラスの使用、又はバルコニー・庇等の落下防止対策)  | 落下防止対策の概要<br>( )                        |
|                 | 地域防災計画の避難路に面する敷地以外の場合   | 空地の確保   | 非常時の避難に供する敷地面積の10%以上の空地を確保<br>・日常的に開放され避難に供することができる敷地内の広場・プレイロット・歩道状空地・芝生等<br>・非常時に開放し、避難に供することができる通路・車路等                              | 対象敷地面積 ( )㎡ ( )㎡<br>= 敷地面積 ( )㎡ × 10%   |
|                 |   | 落下防止対策  | 建築物を上記の空地から H/2以上離すこと<br>H/2以上離すことができない場合は、空地に面する外壁にある開口部等から H/2の距離内における落下防止対策、もしくは開口部のガラスを安全ガラス等とすること<br>(安全ガラスの使用、又はバルコニー・庇等の落下防止対策) | 落下防止対策の概要<br>( )                        |

| 1) 災害後の生活維持を図る備え   |   |  |   |
|--|---|--|---|
| 目的   | 対策  | 算定根拠等  | チェック欄   |
| 11階以上に住戸あり、<br>または200戸未満<br>2項目以上<br>11階以上に住戸なし、<br>かつ200戸以上<br>3項目以上、 | (選択した目的から対策を1以上選択)  |  |   |
| 飲料水の確保   | 一人1日当たり6リットルを7日分備蓄 (戸数×42リットル以上)<br>(うち、管理組合備蓄 日)   | 備蓄飲料水の量 ( )リットル<br>( )リットル = ( )戸 × 42リットル   |   |
|  | 小型造水機の設置 (ただし、有効な水源があること)   | 水源 ( )<br>飲料水造水能力 ( )リットル/時  |   |
| 食糧、食事の確保   | 煮炊き不要な食糧を備蓄<br>(全住戸に対し1日2食7日分以上)<br>(災害時における食事に配慮した多様な品目とすること)<br>(うち、管理組合備蓄 日)   | 備蓄食糧 合計 ( )食<br>( )食 = ( )戸 × 2人 × 2食 × 7日<br>食糧の内容 ( ) : ( )食<br>( ) : ( )食                                   |   |
|  | かまどベンチを200戸当たり1基 (1基にかまど2台) 設置、及び<br>かまどベンチ用燃料・大型鍋・レドルの備蓄<br>(周囲に炊き出し等に供する空地の確保をすること)<br>(燃料の量は1日2食7日間炊き出しするために必要な量以上)                          | かまどベンチの数 ( )基 ( )基<br>= ( )戸 ÷ 200戸 (小数点以下切り上げ)<br>かまどベンチの燃料および量<br>( )  |   |
| し尿処理   | マンホール用マンホール及びトイレキットを50戸当たり1基設置<br>(災害後の利用における詰まり等を防止するため適切な対策を講じていること)  | マンホールトイレの数 ( )カ所<br>トイレキットの数 ( )セット<br>( )カ所<br>= ( )戸 ÷ 50戸 (小数点以下切り上げ)                                       |   |
| 生活用水の確保  | 防災井戸の設置   | 深度・径等 ( )  |   |
|  | 雨水貯留槽の設置 (戸数×112リットル)   | 貯留槽 ( )リットル<br>( )リットル = ( )戸 × 112リットル  |   |
|  | 貯湯式給湯器の設置   | 貯湯量 ( )リットル/戸  |   |
| 一時避難場所の確保  | 災害後の避難生活に有効な200㎡以上のまとまった敷地内オープンスペース   | 対象空地面積 ( )㎡ 200㎡   |   |
| 2) 高層住戸の災害後の生活の確保について  |   |  |   |
| 目的   | 対策  | 算定根拠等  | チェック欄   |
| 11階以上に住戸あり<br>1項目以上選択<br>11階以上に住戸なし<br>選択不要                            |   |  |   |
| 防災倉庫の確保  | 防災倉庫を11階以上の共用部に設置し、高層階にとどまって生活するにあたり必要と考えられるものを備蓄<br>(居住階から5階上がったフロア又は5階下がったフロアに1カ所以上設置)<br>(11階以上の戸数×0.05㎡で算出される面積以上、かつ5㎡以上)<br>(室名札等による表示を設置) | 11階以上の住戸のある階 ( )階 ~ ( )階<br>防災倉庫の場所 ( )階<br>有効面積の合計 ( )㎡<br>( )㎡ = 11階以上 ( )戸 × 0.05㎡<br>(最小5㎡)<br>備蓄物 [ ]     |   |
|  |   | 高層住戸の住民の避難生活に使用できる屋内スペースを低層部に設置すること<br>(11階以上の戸数×4㎡×50%で算出される面積以上、かつ50㎡以上)<br>(生活場所と災害時の動線との区分が必要な場合はパティオ等を備蓄) | 場所 ( )階 室名 ( )<br>有効面積の合計 ( )㎡<br>( )㎡ = 11階以上 ( )戸 × 4㎡ × 0.5<br>(最小50㎡) |
| 災害後も使用できるエレベーター  | 11階以上の高層部に通ずる、少なくとも一基以上のエレベーターについては、災害後の停電時等にも継続して(最低3日間以上)使用できる仕様のものとする  | ( )基 ( )号機<br>【自家発電設備、燃料貯蔵所の詳細図を添付】  |   |
| その他の対策   | 生活の確保等に関して対策を講じ、防災アクションプランに明記すること   | その他の対策の概要<br>( )   |   |

災害に対する備えに関する基準

| 3) 日常の自主防災活動について  |  |   |                                   |       |
|---|--|---|-----------------------------------|-------|
| 目 的   |  | 対 策<br>(1項目以上選択)  | 算 定 根 拠 等                         | チェック欄 |
| 防 災 訓 練   |  | 年に1回以上防災訓練を行う(消防訓練をかねてもかまわない)   |                                   |       |
|   |  | 防災に関する啓発活動を継続的に行う   |                                   |       |
| 地 域 連 携   |  | 防災アクションプランの内容を地域防災リーダーと共有する   |                                   |       |
|   |  | 津波避難施設として登録する<br>津波避難施設として登録する。(津波による浸水のおそれのある17区(北区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、旭区、城東区、鶴見区、住之江区、住吉区、西成区)に限る。<br>(区役所と、事前協議及び管理組合設立後に再協議を行うこと) | 【津波避難施設に関する協定書(案)及び区役所との協議議事録を添付】 |       |
| 項 目   |  | 基 準   |                                   | チェック欄 |
| 計 画 の 目 標   |  | 災害時のマンション住民の自立を主眼においた防災方針を記述  |                                   |       |
| 計 画 の 位 置 づ け   |  | 管理規約等に位置づける   |                                   |       |
| マ ン シ ョ ン の 概 要   |  | 名称、住所、規模等、防災対策を策定するための基礎情報として記述   |                                   |       |
| マ ン シ ョ ン の 防 災 関 連 情 報                                 |  | マンション周辺の街並み状況、避難路や避難所の位置などを記述(計画敷地を図示した震度分布予測図及び浸水想定区域図を含む)   |                                   |       |
| マ ン シ ョ ン に 備 わ っ て い る 防 災 性 能、防 災 設 備、備 品・備 蓄 物 資 一 覧 |  | 耐震性能や耐火性能、防災関連の設備や備蓄物資などを記述   |                                   |       |
| 災 害 に 対 す る 備 え   |  | 「A. 災害直後の安全確保」<br>「B. 災害後の生活維持」<br>「C. ライフライン復旧までの生活支援」<br>「D. 日常の自主防災活動」<br>の4段階に応じ、活動目的別に対策を記述<br>各段階に本市にて定める活動目的別に一つ以上の対策を行う                           |                                   |       |
| 地 域 へ の 貢 献 に つ い て                                     |  | 災害時に一定期間周辺住民に開放できる施設など、マンションとして地域貢献できる項目を記述   |                                   |       |
| 防 災 ア ク シ ョ ン プ ラ ン を 補 完 す る 各 種 マ ニ ュ ア ル             |  | 大阪市自主防災活動マニュアル、大阪市民防マニュアル、家具転倒防止マニュアル、防災訓練マニュアルなど、災害対策活動をサポートする各種マニュアルを記述   |                                   |       |
| 項 目   |  | 基 準   |                                   | チェック欄 |
| 生 活 動 線   |  | 災害時の生活動線に配慮したものであること  | 【よくある質問と回答(Q&A)のQ23参照】            |       |
| 被 害 想 定   |  | 各々の被害想定を踏まえた対策を講じたものであること   | 【よくある質問と回答(Q&A)のQ24参照】            |       |
| 情 報 伝 達 手 段   |  | 災害時の情報伝達が適切に行えるよう対策を講じたものであること  | 【よくある質問と回答(Q&A)のQ25参照】            |       |